

飼猫の遺棄・虐待は犯罪です!!

飼猫を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。虐待とは、飼猫を不必要に苦しめることをいい、正当な理由なく飼猫を殺したり傷つけたりする行為や、必要な世話を怠ったり、ケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

1 愛護動物（飼猫など）をみだりに殺したり傷つけた者

→5年以下の懲役または500万円以下の罰金



2 愛護動物（飼猫など）に対し、みだりに身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、またはそのおそれのある行為をさせる、餌や水を与えずに酷使するなどにより衰弱させるなど虐待を行った者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

3 愛護動物（飼猫など）を遺棄した者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

飼猫の虐待や遺棄を発見した時は、気仙沼保健所（☎22-6615）に相談してください。

☎ 環境対策課 環境政策係 ☎46-5528

やむを得ない事情で飼猫の飼育が困難になった場合は、知人・友人に新しい飼主を紹介してもらい、ポスターを掲示して飼主を募集するなど、自ら新しい飼主を探すことが責務です。

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」年に1回、届け出が必要です



児童扶養手当 現況届

ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当の認定を受けている人は、8月中に現況届を提出しなければなりません。届け出をしないと、受給資格がなくなる場合があります。対象となる人には個別に通知していますので、忘れずに提出してください。**必ず受給者本人が手続きするようお願いします。**

特別児童扶養手当 所得状況届

障害のある児童を監護している人に支給される特別児童扶養手当を受給している人は、8月14日(月)から9月11日(月)までの間に所得状況届を提出しなければなりません。届け出をしないと、受給資格がなくなる場合があります。対象となる人には個別に通知していますので、忘れずに提出してください。**必ず受給者本人が手続きするようお願いします。**

☎ 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402

家屋を取り壊した時は家屋滅失届出書を提出しましょう

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋などの状況に基づいて課税されます。届出がない場合、翌年度も課税される可能性があります。お早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。「家屋滅失届出書」は、役場町民税務課の窓口にあります。町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

☎ 町民税務課 資産税係 ☎46-1372

町の事務事業に関する「困りごと」はありませんか？

町では、町の事務事業に関する「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。

町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談できる人

町の事務事業に関して相談のある、全ての人を対象となります。

相談できる内容

町の事務事業に関する、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。

相談の方法

「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電話	46-1381 (直通)	郵送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 行政管理課 行政管理係 宛
電子メール	gyoukan@town.mina misanriku.miyagi.jp	面談	事前に希望する日時などをお伝えください。
FAX	46-5348	ホームページ 専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』からご相談ください。

相談を行ったことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取扱いをされることはありません。なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承願います。

令和5年度 南三陸町介護員養成研修介護職員初任者研修課程

福祉の仕事に興味がある人、スキルアップしたい人、「介護職員初任者研修」の資格取得に挑戦してみませんか？介護職員初任者研修を修了すると、旧ホームヘルパー2級と同等の資格を得られます。

〈受講対象者〉

町内に住所を有する人で、研修課程の全日程を受講できる人。

〈募集定員〉20名

〈研修期間〉8月26日～11月25日のうち、16日間（土日に行います）

※詳しい日程、研修実施場所は受講申込書をご確認ください。

〈費用〉受講料は無料です（※別途テキスト代として、7,124円）

〈受講申し込み方法〉

募集期間 8月1日(火)～15日(火)

申込方法 地域包括支援センターおよび歌津総合支所窓口に備え付けの「受講申込書」に必要事項を記入の上、募集期間内に地域包括支援センター窓口（総合ケアセンター南三陸内）に提出してください。町のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。



☎ 地域包括支援センター ☎46-5588